

令和6年4月1日から 高速道路での大型貨物自動車等の法定速度 が引き上げられています。

- ◇ 大型貨物自動車等の高速自動車国道本線を通行する際の法定速度が

80キロメートル毎時から

90キロメートル毎時

に引き上げられました。

- ◇ 大型貨物自動車と特定中型貨物自動車を対象

※特定貨物自動車とは、車両総重量が8トン以上、最大積載重量が5トン以上、乗車定員11人以上の専ら人を運搬する構造のもの以外のもの

- ◇ トレーラ、大型特殊自動車及び三輪の自動車の法定速度は、80キロメートル毎時のままですのでご注意ください。
- ◇ その他の自動車の法定速度100キロメートル毎時で変更はありません。